

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

日光市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

日光市は、栃木県の北西部に位置し、面積1,450平方キロメートル、県土のおよそ4分の1を占める広大な面積を誇り、その大部分を占める北部・西部の山岳地帯と南部の扇状地地域では標高差2,380メートルと多様な自然環境を有している。

平坦地では、基幹的作物である米をはじめ、転作作物の大豆、そばを取り入れた効率的な土地利用型農業が行われている。近年ではりんどうやシクラメン等の花卉やなす、にら、アスパラガス等の野菜の導入が図られ複合経営による農業が行われている。

高冷地では、ほうれんそうや夏秋採りいちごなどの需要に対応した園芸作物の生産に取り組んでいる。また、畜産業においては酪農や肉用牛、養豚など多彩な農業が行われている。

さらに、平成24年度から取組を開始した人・農地プランに基づき、担い手への農地集積による土地利用型の農業の体質強化を図っている。

しかしながら、米価の低迷による農業意欲の低下や食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、野生鳥獣による農作物への被害拡大、担い手の高齢化等による農業生産の減退、基盤整備の推進、農地や水などの農村環境の保全・管理の必要性の高まり等多くの対応すべき課題を抱えている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	今市地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
②	落合地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
③	豊岡地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
④	大沢地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
⑤	塩野室地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
⑥	日光地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
⑦	足尾地域	法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業
⑧	藤原地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
⑨	栗山地域	法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、市町村、農業団体等の関係者により設立された推進組織に参画し、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うとともに、関係者間での情報共有を図り、効果的な推進が行われるよう努めることとする。

(2) 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

（ア）地域振興立法の指定地域

旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の全域

（イ）栃木県知事が地域の実態に応じて指定する地域

旧今市市のうち、今市町、落合村、豊岡村及び篠井村の区域内

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ）市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

（a）緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満とする。

（b）緩傾斜農用地を全て対象とする。

（オ）栃木県知事が地域の実態に応じて指定する地域

- a 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上）及びこれと物理的に連担して一団のまとまりを形成する緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上）

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、日光市水田フル活用ビジョンに定められた担い手など地域の実情に合わせて市長が認定するものとする。

（3）その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について記述するものとする。